

5. 災害救助に関する資料

5-1-1 災害救助法の過去の適用例

(1)過去の災害救助法の適用(昭和23年以降)

年月日	災害名	適用市町村
昭和 23. 7.26	水害	(婦負郡)熊野村、婦中町 (1町1村)
24. 5. 2	火災	(西砺波郡)戸出町 (1町)
24. 8.31 ～ 9. 1	水害 (キティ台風)	(婦負郡)山田村、野積村、熊野村、(下新川郡)泊町、上中島村 (1町4村)
24.11.26	" (アイリーン台風)	高岡市 (1市)
25. 9. 8	" (ジェーン台風)	県下全域 (2市112町村)
27. 4.17	火災	(下新川郡)生地町 (1町)
27. 7. 1	水害	富山市、高岡市、新湊市、魚津市、(上新川郡)上滝町、大山村、大久保町、(中新川郡)水橋町、滑川町、浜加積村、北加植村、東加積村、南加積村、山加積村、中加積村、西加積村、上条村、三郷村、富川村、柿沢村、和田村、舟橋村、新川村、雄山町、立山村、釜ヶ淵村、(下新川郡)東布施村、舟見町、(婦負郡)婦中町、朝日村、保内村、神保村、(射水郡)小杉町、作道村、老田村、大江村、大門町、二口村、(氷見郡)氷見町、余川村、神代村、仏生寺村、十二町村、布勢村、上庄村、熊無村、速川村、久目付、藪田村、宇波村、(東砺波郡)中田村、東般若村、井波村、庄川町、砺波町、鷹栖村、城端町、(西砺波郡)福岡町、赤丸町、五位山村、津沢町、西野尻村、石動町、藪波村、水島村、北蟹谷村、南蟹谷村、松次村、正得村、南谷村 (4市16町50村)
28. 4.29	火災	高岡市 (1市)
28. 6.17	"	(下新川郡)南保村 (1村)
28. 9.25	風水害 (台風13号)	高岡市、新湊市、(婦負郡)婦中町、神保村、(射水郡)小杉町、(東砺波郡)城端町、福野町、(西砺波郡)石動町、福光町、東石黒村、津沢
29. 9.26	水害・火災 (台風15号)	黒部市 (1市)
31. 9.10	火災 (台風12号)	魚津市 (1市)
33. 9.26	水害 (狩野川台風)	新湊市 (1市)
34. 9.26	" (伊勢湾台風)	" (1市)
36. 6.30	梅雨前線・豪雨	氷見市 (1市)
38. 1. 7	高波	新湊市 (1市)
38. 2.23	豪雪	(東砺波郡)福野町、(西砺波郡)福光町
39. 7.16	地すべり	氷見市 (1市)
39. 7.18	豪雨	高岡市、(射水郡)小杉町 (1市1町)

年月日	災害名	適用市町村
44. 8. 9 ～ 8.12	水害	富山市、魚津市、滑川市、(上新川郡)大山町、(中新川郡)上市町、立山町、(下新川郡)朝日町、宇奈月町、入善町 (3市6町)
54. 4.11	火災	(西砺波郡)福光町 (1町)
平成 20. 2.24	高波	入善町 (1町)
20. 7.28	豪雨	南砺市 (1市)
令和 3.1.9	大雪	砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市 (4市)
5.7.13	水害	富山市、高岡市、小矢部市、南砺市 (4市)
6.1.1	地震 (令和6年能登半島地震)	富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町(13市町村)

(2)昭和38年豪雪に関するもの

区分	内容
災害名	昭和38年豪雪
適用年月日	昭和38年2月23日
対象市町村	福野町、福光町
被害	特になし、(孤立の危険性のため)
参考	全国の被害は、死者228名、行方不明3名、負傷者356名、住家全壊735棟、半壊982棟、床上浸水640棟、床下浸水6,388棟等、被害世帯数2,038世帯、被災者9,225名であった。 災害救助法の適用は、11県109市町であった。 なお、富山県をはじめ18府県に対しては、豪雪災害の特殊性に鑑み、厚生大臣に対する事前協議を省略し、知事権限で発動できることとなっていた。

資料:防災・危機管理課

5- 1- 2 富山県における災害救助法の適用基準

R2.10.1現在

市町村	人口	住宅が滅失した世帯数	県下で1,500世帯以上滅失した場合の世帯数	県下で7,000世帯以上滅失した場合の世帯数
富山市	413,938	150	75	当該市町村の区域内の被害の世帯数が多数であること
高岡市	166,393	100	50	
魚津市	40,535	60	30	
氷見市	43,950	60	30	
滑川市	32,349	60	30	
黒部市	39,638	60	30	
砺波市	48,154	60	30	
小矢部市	28,983	50	25	
南砺市	47,937	60	30	
射水市	90,742	80	40	
舟橋村	3,132	30	15	
上市町	19,351	50	25	
立山町	24,792	50	25	
入善町	23,839	50	25	
朝日町	11,081	40	20	
	1,034,814			

・住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂等の堆積により一時的に居住不能になった世帯については3分の1世帯とみなす。

・人口は最新の国勢調査の結果に基づく。

5-2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況

(令和7年3月1日現在)

市町村名	指定緊急避難場所									指定避難所						
	指定箇所数	災害種別ごとの指定箇所数(複数選択可)								想定収容人数	指定一般避難所			指定福祉避難所		
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		指定箇所数	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数	指定箇所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
富山市	322	275	161		217	26	217			—	198	198	90,786			
高岡市	165	122	38		147	13	7			366,200	142	141	115,410	32	5	1,988
魚津市	56	32	15		33	13	49			188,342	34	34	27,224			
氷見市	227	174	75		215	72		172		242,065	29	29	51,568			
滑川市	54	45	52	54	53	54				168,835	44	44	30,745	4		205
黒部市	76	63	64	10	68	10	76			51,741	75	75	51,001			
砺波市	36	9	12		36		15			503,369	81	27	70,771			
小矢部市	72	42	67		72		72			14,784	50	50	14,784			
南砺市	80	64	67		80		78	79		198,500	121	47	42,040			
射水市	100	53	6		79	58				176,029	114	72	127,044			
舟橋村																
上市町	36	33	34		36		36			10,499	37	36	10,655	1		156
立山町	33	25	32		33					80,280	47	9	16,090	40		3,992
入善町	65	19	65	65	64	58	47			346,390	33	33	50,168	1	1	100
朝日町	112	49	55	72	81	72				21,787	3	3	3,183			
計	1,434	1,005	743	201	1,214	376	597	251	0	2,368,821	1,008	798	701,469	78	6	6,441

資料：県防災・危機管理課

5-3 主食類応急調達システム図

図1 [災害救助法・国民保護法が発動された場合の災害救助用米穀の調達体制]

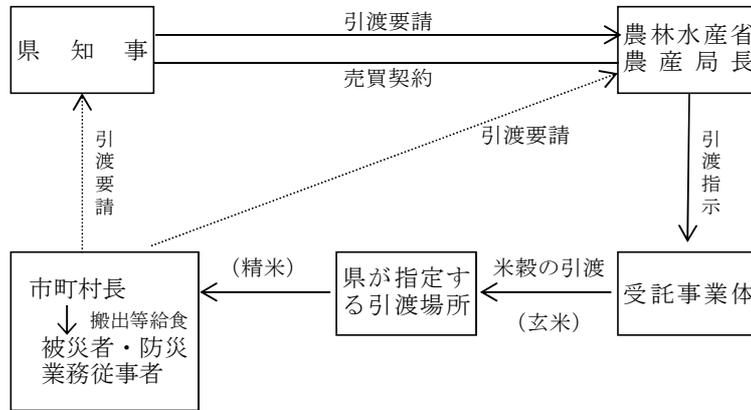
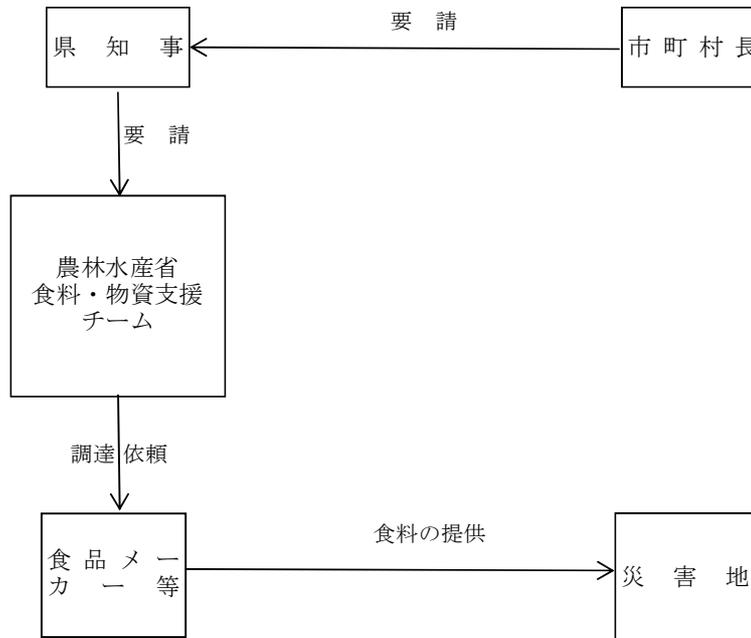


図2 [応急用食料の調達体制]



資料：県農産食品課

5-4 小中学校給食施設

R4.5.1現在

		小中学校(給食施設)		備 考
		箇 所	食 数	
1	富 山 市	70	31,466	共同調理場(2) 内数
2	高 岡 市	32	11,887	共同調理場(1)
3	魚 津 市	1	2,781	共同調理場(1)
4	氷 見 市	5	2,907	共同調理場(1)
5	滑 川 市	1	2,605	共同調理場(1)
6	黒 部 市	1	3,270	共同調理場(1)
7	砺 波 市	1	4,048	共同調理場(1)
8	小 矢 部 市	1	2,062	共同調理場(1)
9	南 砺 市	14	3,663	共同調理場(1)
10	射 水 市	12	7,560	共同調理場(1)
11	舟 橋 村	2	364	
12	上 市 町	7	1,342	
13	立 山 町	1	1,915	共同調理場(1)
14	入 善 町	5	1,653	
15	朝 日 町	3	670	
	合 計	156	78,193	

資料: 県保健体育課

5-5 応急給水用具等

令和6年4月1日現在

区分 事業体名	車 両						タンク類							
	給 水 車		ライト バン	小型 貨物車	調査 広報車	その他	給水タンク類					ポリタンク		
	積載量	台数					2000L	1500L	1000L	200L	その他	20L	10L	ビニル袋・ ウォーターバッグ
富山市	3.6t 2t	1 2	14	7		27	14	2	7		1000L× 36	300		6L× 7,500
高岡市	3t 2t	1 1	4	2		13	5	1	5		1000L× 2			6L× 8,360
魚津市	3.6t	1	2	1		2		2	3			150		6L× 2,900
氷見市	3.8t	1	2		1	2	2		5			18		10L× 1,400 6L× 2,800 4L× 250
滑川市					2				3		1000L× 5	80		10L× 1,000 6L× 7,000
黒部市			1	1		2			5			50		10L× 100 6L× 750
砺波市	2t	1	2	1			2	1	2			40		6L× 1,000
小矢部市	2t	1	3	1	1	1	3	1	3				74	6L× 300
南砺市	3t	1	3	1	1	1	3	1	1		500L× 2	100		6L× 2,500
射水市	2t	1		2	3	8	2		4		500L× 3	101	50	6L× 4,800
舟橋村				2		2						50		
上市町				1	1	2			2			100		6L× 100 5L× 2,000
立山町	2t	1	2	1	1	1	1					100		6L× 1,300
入善町			1	2	1			1	2			20		
朝日町			1					1	2	2				
富山県 企業局			7											
砺波広域圏 事務組合			2	1		1	1							
合計	—	12	44	23	11	62	33	10	44	2	48	1,109	124	10L× 2,500 10L未満× 41,560

資料：県生活衛生課

5-6-1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付

自然災害により家族を失い、あるいは住居・家財を失った個人のそれら個人的被害に対する救済制度として昭和48年9月に制定された「災害弔慰金の支給等に関する法律」がある。

1. 実施主体 市町村（条例の定めるところによる。）
2. 費用の負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4（災害援護貸付金の貸付原資負担 国2/3 都道府県、指定都市1/3）
3. 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護貸付金の内容

(1) 災害弔慰金

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 都道府県内において災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害 災害救助法2条1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 	
支給額	1. 生計維持者	500万円
	2. その他の者	250万円
受給遺族	ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）	

(2) 災害障害見舞金

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 都道府県内において災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害 災害救助法2条1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 	
支給額	① 生計維持者	250万円
	② その他の者	125万円
障害の程度	① 両眼が失明した者 ② 咀嚼及び言語の機能を廃した者 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥ 両上肢の用を全廃した者 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧ 両下肢の用を全廃した者 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者	

(3) 災害援護資金

対象災害	自然災害		災害救助法の救助が行われた災害 都道府県内において災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある場合
	貸付限度額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 ②家財の1/3以上の損害 150万円 ③住居の半壊 170万円(250) ④住居の全壊 250万円(350) ⑤住居の全体が滅失若しくは流失 350万円 (注) 特別の事情がある場合は () 内の額	
貸付条件	所得制限	(世帯人員)	市町村民税における総所得金額
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	
利率	年3%以内で市町村が条例で定める率(据置期間は無利子)		
据置期間	3年(特別の事情のある場合は5年)		
償還期限	10年(据置期間を含む)		
償還方法	年賦、半年賦又は月賦		

資料：県厚生企画課

5-6-2 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するもの。

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、

{	5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満に限る）
{	2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)	中規模半壊 (2. ⑤に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円
	100万円 (中規模半壊)	50万円 (中規模半壊)	25万円 (中規模半壊)

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4. 支援金の支給申請

(申請窓口)	市町村
(申請時の添付書面)	① 基礎支援金：り災証明書、住民票 等 ② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
(申請期間)	① 基礎支援金：災害発生日から13月以内 ② 加算支援金：災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

資料：県厚生企画課

5-7 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等配分基準

区 分		救 援 物 資	
災 害 程 度	全 焼 全 壊 流 出	1人につき 毛 布 4月～5月、10月 1枚 11月～3月 2枚 綿毛布 6月～9月 1枚 タ オ ル 10本	
	床 上 浸 水	1世帯につき 緊急セット 1個 1～4人 1個 5人以上 2個 カセットコンロ 1台 (ガスボンベ3本付き) 鍋セットまたはポット 1台	
弔 慰 金		自然災害および火災による死亡者 1 人 10,000円	

- 1 この基準は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 大規模災害については実情に応じて行うものとし、この基準にはよらないものとする。
- 3 この基準は、非住家には適用しない。
- 4 災害による死亡者があった場合は、世帯構成人員から死亡者を除いた基準で配分する。
(但し、配分の際に生死が不明の場合はこの限りではない)

資料：日本赤十字社富山県支部

5-8 日本赤十字社富山県支部災害救護装備状況

[資機材]

R6.3.31現在

品 名	
(1)車両	7台 内訳 救急車 1 通信指令車 1 救援トラック 1 小型車 4 * 別途、県内市町村日赤地区分区に小型車31台
(2)衛星電話	4台
(3)業務無線	2基(基地局2) 34台(移動局12、携帯型移動局22)
(4)短波無線(アマ無線)	1基
(5)NBC(災害除染セット)	1セット
(6)発電機(携帯型)	5台
(7)投光器	4台
(8)医療用作業台	5台
(9)救護班用放射線防護資材	14セット
(10)AED	4台
(11)浄水器	1台
(12)パイプテント(2K×3K)	10張
(13)ドラッシュテント	2張
(14)ワンタッチテント	4張
(15)エアテント	3張
(16)担架	15台
(17)担架架台	6台
(18)移動組立式炊飯器	13セット * 別途、県内市町村日赤地区分区に50セット
(19)医療セット	3セット
(20)通信用パソコンセット	2セット
(21)モバイルWiFiルーター	1台
(22)携帯電話	1台

[医療救護班等]

名 称	内 訳
常備救護班 8個班	班の構成基準 医師 1人 看護師長 1人 看護師 2人 主事 2人 計 6人
災害医療コーディネーターチーム 1チーム	チームの構成基準 コーディネーター 1人 コーディネータースタッフ 3人 計 4人
DMAT 2チーム	チームの構成基準 医師 1人 看護師 2人 業務調整員 1人 計 4人

[被災者見舞用品]

品 名	数 量
(1)毛布	1,087枚
(2)綿毛布	314枚
(3)緊急セット	2,004枚
(4)石鹼(6個入り)	310個
(5)タオル	13,334枚
(6)携帯型ガスコンロ	187個
(7)鍋セット	175個
(8)安眠セット	45個

資料：日本赤十字社富山県支部

5-9 移動可能な給食器材

市町村名	釜	鍋	ガスバーナー	ポット	やかん	食器類		
						茶わん	おわん	湯のみ
富山市	1	1	1					
	2							
高岡市	炊飯釜 2		1					
魚津市								
滑川市		3				3,300人分		
黒部市	3	8	5		0	食器セット 3,000		
砺波市		6	6					
南砺市								
射水市	19	6	6	0	0	食器セット 2,700		
立山町	0	1	1	0	0	0	0	0
上市町	炊飯釜 2							

資料：県防災・危機管理課

5-10 県内の給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況

1 水道事業者の給水車両等の保有状況

R6.4.1現在

車両（台）		給水タンク（個）				ポリタンク（個）		ビニル袋・ウォーターバッグ	
給水車・貨物車	その他	2000L	1500L	1000L	200L	20L	10L	10L	10L未満
35	117	33	10	44	50	1,109	124	2,500	41,560

2 配水池の現況

R5.4.1現在

	配水池数（池）	容量（m ³ ）	配水池貯留時間（時間）
上水道事業	346	192,393	19.0
簡易水道事業	46	7,214	9.1

3 緊急遮断弁が設置されている配水池の現況

R6.4.1現在

事業体名	富山市	高岡市	魚津市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	南砺市	射水市	上市町	立山町	合計
配水池数（池）	27	4	1	3	1	1	4	2	2	5	2	52
有効容量（m ³ ）	74,080	15,500	6,000	7,438	3,500	4,250	11,690	6,500	16,500	3,105	4,146	152,709

4 県内の水道災害対策緊急連絡管について

R6.4.1現在

番号	連絡市町村	送水能力（m ³ /日）	
1	高岡市～氷見市	500 700	高岡→氷見 氷見→高岡
2	高岡市～射水市	3,000	高岡→射水 射水→高岡
3	高岡市～砺波市	700 1,500	高岡→砺波 砺波→高岡
4	滑川市～上市町	1,400	滑川→上市 上市→滑川
5	南砺市～砺波市	3,000	南砺→砺波 砺波→南砺
6	富山市～射水市	8,700 8,500	富山→射水 射水→富山
7	富山市～滑川市	1,300 1,000	富山→滑川 滑川→富山
8	黒部市～魚津市	3,000	黒部→魚津 魚津→黒部

資料：県生活衛生課

5-11 社会福祉施設の設置状況

R6.4.1時点

施設の種類	施設の目的及び対象者	施設数	経営主体の内訳					定員 (世帯)	担当課名	入所(利用) 際の窓口
			公立 ①	社会福祉 法 ②	②を除く 公益法人 ③	その他の 法人 ④	その他 ⑤			
児童福祉施設	児童養護施設 (児童福祉法第41条)	3		3				195	子ども支援課	児童相談所
	児童自立支援施設 (児童福祉法第44条)	1	1					80	〃	〃
	乳児院 (児童福祉法第37条)	1			1			40	〃	〃
	福祉型障害児入所施設 (児童福祉法第42条)	2	2					100	障害福祉課	〃
	医療型障害児入所施設 (児童福祉法第42条)	2	1	1				107	〃	〃
	指定発達支援医療機関 (児童福祉法第6条の2の2条)	2	2					220	〃	〃
	児童発達支援センター (児童福祉法第43条)	5	4	1				146	〃	市 町 村

施設の種類	施設の目的及び対象者	施設数	経営主体の内訳					定員 (世帯)	担当課名	入所(利用) 際の窓口	
			公立 ①	社会福祉 法 ②	②を除く 公益法人 ③	その他の 法人 ④	その他 ⑤				
児童福祉施設	母子生活支援施設 (児童福祉法第38条)	1		1				2	子ども支援課	県厚生センター 市福祉事務所	
	児童館 (児童福祉法第40条)	47	14	20	1	8	4	-	"	施設	
	児童遊園 (児童福祉法第40条)	6	6					-	"	"	
	助産施設 (児童福祉法第36条)	10	6	2			1	1	49	"	県厚生センター 市福祉事務所
	保育所 (児童福祉法第39条)	175	119	51	1	4			16,987	"	市町村
	幼保連携型認定こども園 (児童福祉法第39条の2)	120	8	80			32		18,899	"	施設又は市 町村
	へき地保育所	1	1						30	"	"
障害者支援施設	障害者支援施設 (障害者総合支援法第5条第11項)	27		27				1,338	障害福祉課	市町村	
保護施設	救護施設 (生活保護法第38条)	1		1				200	厚生企画課	県厚生センター 市福祉事務所	
	医療保護施設 (生活保護法第38条)	2		2				520	"	"	
老人福祉施設	老人デイサービスセンター (老人福祉法第5条の3)	466	1	125	78	249	13	-	高齢福祉課	施設	

施設の種別	施設の目的及び対象者	施設数	経営主体の内訳					定員 (世帯)	担当課名	入所(利用) 際の窓口
			公 立 ①	社会福祉 法 人 ②	②を除く 公益法人 ③	その他の 法人 ④	その他 ⑤			
老人 福祉 施設	老人短期入所施設 (老人福祉法第5条の3)	104		93		11		1,565	〃	〃
	養護老人ホーム (老人福祉法第5条の3)	4	1	3				330	〃	市 町 村
	特別養護老人ホーム (老人福祉法第5条の3)	86		86				5,497	〃	施 設
	軽費老人ホーム (老人福祉法第5条の3)	24		21		3		1,404	〃	〃
	老人福祉センター (老人福祉法第5条の3)	22	2	16		1	3	3,218	〃	〃
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	4		4				60	〃	市 町 村
	老人憩の家	2		2				-	〃	施 設
	老人休養ホーム	1		1				-	〃	〃
社会 福祉 その他 施設	視聴覚障害者情報提供施設 (身体障害者福祉法第34条)	2		2				-	障害福祉課	施 設
	地域交流ホーム	2		2				-	高齢福祉課	〃
(参考)	介護老人保健施設 (介護保険法第7条)	46	1	6		39		4,270	高齢福祉課	〃

(注) 1. 経営主体の内訳中「②を除く公益法人」とは、財団、日赤を、「その他の法人」とは、宗教法人等を、「その他」とは、個人、婦人会をさす。
2. 介護老人保健施設は、病院と家庭との中間的存在であるが、参考のため掲載した。

5-12 災害救助物資の現物備蓄状況

1 全体の備蓄計画

- (1) 被害想定（呉羽山断層地震）による4日後避難所避難者数 311,018人のうち、
建物の全壊により、避難時に非常食を持ち出すことのできない者
…77,755人（311,018人×0.25） 【(全壊90,424) / (90,424+半壊273,752) ≒25%】

(2) 備蓄割合

備蓄主体	方法	割合	備蓄対象人員
県	現物備蓄	30%	23,327人
	流通備蓄	20%	15,551人
その他	市町村備蓄	40%	31,102人
	応援 ※	10%	7,775人
計		100%	77,755人

※り災をまぬがれた個人等からの支援

- (3) 寝具類 23,327人×1枚/1人=23,327枚
(4) 防水シート 23,327人×2㎡/1人÷19.44㎡/枚=2,400枚
(5) 非常食料 23,327人×3食×3日=209,943食
(6) マスク 23,327人×3日≒70,000枚
(7) 非接触型体温計 23,327人÷50人≒450本

2 県の現物備蓄状況（令和7年3月31日現在）

区分	品目	規格	割合	単位	全体備蓄数量	保管場所	
						県備蓄倉庫	広域市町村圏
寝具類	毛布		(85%)	(枚)	19,502	2,900	16,602
	シュラフ		(15%)	(個)	3,648	550	3,098
	計		(100%)		23,150	3,450	19,700
防水シート		3.6m×5.4m 又は5.4m×7.2m		(枚)	2,542	602	1,940
対感染症 物資	マスク			(枚)	70,000	40,000	30,000
	非接触型 体温計			(本)	610	50	560
非常食料	カンパン類	5年、7年又は10年 保存	(1/3)	(缶・袋)	69,936	5,800	64,136
	アルファ米		(1/3)	(袋)	76,550	2,500	74,050
	レトルト 食品	7年保存	(1/3)	(袋)	66,050	1,700	64,350
	サバイバル フーズ	10年保存		(食)	6,240	420	5,820
	計		(100%)		218,776	10,420	208,356

3 現物備蓄の保管場所

広域市町圏ごとに小学校の空き教室等に保管

	保 管 場 所	〒	所 在 地	電話番号	F A X 番号	
富山県	災害救援物資備蓄倉庫	930-0821	富山市飯野 26-1	076-451-7878	076-451-6872	
	上市中央小学校	930-0355	中・上市町横法音寺 1	076-472-2222	076-473-2086	
富山	中部厚生センター	930-0355	中・上市町横法音寺 40	076-472-1235	076-473-0667	
	広域消防防災センター	939-8241	富山市惣在寺 1090-1	076-429-9911	076-429-9913	
高岡	高岡博労小学校	933-0935	高岡市博労本町 5-1	0766-21-0583	0766-21-0584	
	福岡高校	939-0127	高岡市福岡町上裏 561	0766-64-5275	0766-64-5276	
	高岡厚生センター	933-8523	高岡市赤祖父 211	0766-26-8413	0766-26-8464	
射水	富山県立大学	939-0398	射水市黒河 5180	0766-56-7500	0766-56-6182	
	旧射水中伏木小学校	934-0001	射水市庄西町 2-12-50	0766-51-6632	0766-51-6648	
広域市町圏	新湊高校	934-8585	射水市西新湊 21-10	0766-84-2330	0766-84-2354	
	黒部生地小学校	938-0081	黒部市生地経新 1004	0765-57-1044	0765-57-1244	
	新川	新川厚生センター	938-0025	黒部市堀切新 343	0765-52-1224	0765-52-4440
		新川厚生センター魚津支所	937-0805	魚津市本江 1397	0765-24-0359	0765-24-9220
	砺波	砺波東部小学校	939-1305	砺波市千保 250	0763-33-1111 (0763-32-2271)	0763-33-7330 (0763-32-2279)
		砺波出町中学校	939-1366	砺波市表町 18-29	0763-33-1111 (0763-33-2329)	0763-33-7330 (0763-33-2330)
	砺波	砺波庄川小学校	932-0305	砺波市庄川町金屋 1748	0763-33-1111 (0763-82-0273)	0763-33-7330 (0763-82-1769)
		砺波市庄川支所	932-0314	砺波市庄川町青島 401	0763-33-1111 (0763-82-1901)	0763-33-7330 (0763-82-4208)
	南砺市	福野庁舎	939-1521	南砺市苗島 4880	0763-23-2003	0763-52-6340
		厚生センター	939-1506	南砺市高儀 147	0763-22-3511	0763-22-7235
小矢部市	となみ野高校	932-0114	小矢部市清水 95-1	0766-61-2040	0766-61-8255	

【市町村の備蓄の状況】

(令和6年11月1日現在)

品目	主食類(米等)	精米	アルファ化米	菓子パン	惣菜パン	即席麺(カップ)	即席麺(袋)	乾パン	おにぎり	180g(約飯)	パックご飯	缶詰(主食)	アレルギー食品	その他(主食)	品副食(加工)	缶詰(おか)	缶詰(フル)	みそ汁
市町村名	食	キロ	個	個	個	個	食	個	個	個	個	個	食	任意	食	個	個	食
富山市	63,000							33,170										
高岡市	5,484		35,067					5,500										
魚津市	7,308		9,772					5,140										
氷見市			216	95														
滑川市	432		4,850					5,974					1,350					
黒部市			11,400	2,870									2,400					
砺波市			439															
小矢部市	1,992		1,350					22,525										
南砺市	1,100		9,666	240				32,220	3,100									
射水市			546					43										
舟橋村			2,860	400														
上市町			3,400	3,100														
立山町			250					13,300										
入善町			2,450															
朝日町	2,448																	
合計	81,764	0	82,066	6,705	0	0	0	117,872	3,100	0	0	3,750	0	0	0	0	0	0

品目	スリッパ	レトルト(カ)	のレトルト(そ)	栄養補助食品	食応食品(副)	アレルギー(副)	食その他(副)	体ミル	乳幼児粉	(500ml)	ル水(1リット)	ル水(2リット)	油ストープ(石)	気ストープ(電)	扇風機	エアコン	ラスポットク	携帯トイレ	簡易トイレ
市町村名	食	個	個	個	食	任意	任意	本	本	本	本	本	台	台	台	台	台	回分	台
富山市								192	1,560			16,968							2,186
高岡市								342	20,446		8,600							72,988	79
魚津市								168	38,674				35	2	19		13	300	341
氷見市								100	6,650				54		54				54
滑川市			250					200	8,592			4,074			6			600	51
黒部市								56	4,008									24	32
砺波市								132											44
小矢部市								8	594			13,115						42,898	237
南砺市								144	10,176			3,234		176	54				
射水市			1,552									942						73,900	425
舟橋村								2			33	280							10
上市町			250						3,696										7,550
立山町									966			102							26,400
入善町							48	208	13,872										72,000
朝日町		720						200	3,648										80
合計	0	720	2,052	0	0	48	1,752	112,882	8,633	38,715	89	2	309	0	13	296,660	9,539		

品目	毛布	段ボール	パーティション	生用品	ペトレット	大人用紙おむ	子供用紙おむ	仮設トイレ	(組立)	インホール	簡易ベッド	タジェットヒ	ン化アタ	トイレ用洋式	トイレカ	ラトレレ	トイレコン
市町村名	枚	セット	枚	枚	巻	枚	枚	棟	基	基	台	台	個	台	台	台	台
富山市	17,654	450		12,040	2,064	12,040	1,400			52							
高岡市	4,529	150	633	14,123	528	400	1,460	2		22							
魚津市	1,889	1,229	218	1,500		672	636		96	9						1	
氷見市	2,000	150	150	2,700		2,700	2,700										
滑川市	2,021	300	407	2,025	24	270	716		150	5	10						
黒部市	670	383	121	1,584	96	804	1,426		52	5							
砺波市	2,790	91	307	430		3,310	3,100										
小矢部市	5,324	47	676	21,036	104	2,138	1,768										
南砺市	2,085	88	176	840		560	988				88						
射水市	8,447	100	720	792		72	858	1	26	10	3	4					
舟橋村	575		1			100											
上市町	1,050	100	100	3,384	80	944	3,512										
立山町	1,560	892	10						5	2							
入善町	1,594	1,030	1,000	3,440		2,448	2,540										
朝日町	1,184	82	259	216		174	534				436						
合計	53,372	5,092	4,778	64,110	2,896	26,632	21,638	3	329	105	537	6	0	0	1	0	

内閣府「災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査」